諮問庁:厚生労働大臣

諮問日:令和元年9月19日(令和元年(行個)諮問第96号)

答申日:令和4年2月3日(令和3年度(行個)答申第128号)

事件名:本人に対する療養補償給付の不支給決定に係る調査結果復命書等の一

部開示決定に関する件

# 答 申 書

#### 第1 審査会の結論

「私が、平成30年特定日付けで特定労働基準監督署Aから不支給決定を受けた労災請求に係る、不支給決定理由がわかる調査結果復命書文書一式。」に記録された保有個人情報(以下「本件対象保有個人情報」という。)につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

# 第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。) 12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成31年2月14日付け東労発総個開第30-1082号により東京労働局長(以下「処分庁」という。)が行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、以下のとおりである(審査請求人から意見書が提出されたが、諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の申出があったことから、内容は記載しない。)。 審査請求人に知られたら、判定・判断が覆ってしまう何か不都合なことでもあるのか。全開示は、必要不可欠で正当な権利である。

当然、全開示されるべきであり、一部開示は、取り消されるべきである。 全開示は、保険給付の決定を受けるために必要な情報である。

#### 第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明の要旨は、理由説明書及び補充理由説明書によると、おおむね以下のとおりである(補充理由説明書による追加部分は、下記3(2)ア(ア)及びエにおける下線部分である。)。

#### 1 本件審査請求の経緯

(1)審査請求人は、平成30年12月19日付け(同月21日受付)で処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行っ

た。

- (2) これに対して処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和元年6月20日付け(同月21日受付)で本件審査請求を提起したものである。
- 2 諮問庁としての考え方

本件対象保有個人情報については、原処分における不開示部分の一部を 新たに開示することとし、その余の部分については、不開示とすることが 妥当であると考える。

#### 3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報が記録された文書は、具体的には、別表の1欄及び注2に掲げる文書1ないし文書29の各文書である。

- (2) 不開示情報該当性について(別表の2欄に掲げる部分)
  - ア 法14条2号該当性
  - (ア) 文書 1 ②, 2, 3 ①, 4 ①, 5 ①, 6 ①, 7 ①, 8 ①, 1 0 ①, 1 2 ①, 1 4 ①, 1 5 ①, 1 6 ①, 1 7 ①, 2 4, 2 5 ①, 2 6 ①, 2 8 及び 2 9 は、審査請求人以外の個人の住所、氏名等、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。このため、当該部分は、法 1 4 条 2 号本文に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。
  - (イ)文書1③,5②,6②,7②,8②,10②,12②,14②,15②,16②及び25③は、本件労災請求に係る処分を行うに当たり、特定労働基準監督署A(以下「労働基準監督署」は「監督署」という。)の調査官等が審査請求人以外の特定の個人から聴取をした内容等である。当該部分は、これを開示すると、被聴取者等が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある。このため、当該部分は、法14条2号本文に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

#### イ 法14条3号イ該当性

(ア) 文書 1 7②, 2 5② (1頁に限る。)及び 2 6②は、特定事業場等の印影である。当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有するものとして、これにふさわしい形状のものである。当該部分は、これを開示すると、偽造により悪用されるおそれがあるなど、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法 1 4条 3 号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ)文書1①,3②,4②,25②(上記(ア)を除く。)及び27 は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場等が 一般に公にしていない内部情報である。当該部分は、これを開示す ると、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する おそれがあることから、法14条3号イに該当し、不開示とするこ とが妥当である。

#### ウ 法14条3号口該当性

文書28は、特定事業場が一般に公にしていない内部情報である。 当該部分は、行政機関の要請を受けて、提出の有無及びその内容を開 示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示 しないこととされているものであることから、法14条3号口に該当 し、不開示とすることが妥当である。

## エ 法14条5号及び7号柱書き該当性

文書3③及び4③は、労働保険適用徴収システムの操作に当たり、 当該システムを特定利用するためアクセス管理者から職員に対し個別 に設定されたユーザー名である。当該部分は、これを開示すると、電 気通信回線を通じて当該システムにアクセスし、職員以外の者による システムへの不法な侵入・破壊を招くなど、犯罪を誘発し又は犯罪の 実行を容易にするおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定等 に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。このため、当 該部分は、法14条5号及び7号柱書きに該当し、不開示とすること が妥当である。

### オ 法14条7号柱書き該当性

- (ア)上記ア(イ)に掲げる部分は、本件労災請求に係る処分を行うに当たり、特定監督署Aの調査官等が審査請求人以外の特定の個人から聴取した内容等である。(略)当該部分は、これを開示すると、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難となり、監督署における労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。このため、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。
- (イ)文書27は、特定事業場の業務内容等に関する情報である。(略) 当該部分は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼 に基づき、特定事業場に理解と協力を求めた上で得られた情報であ るから、これを開示すると、当該事業場だけでなく関係者の信頼を

失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせるなどにより、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となり、監督署における労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。このため、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

#### 4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分における不開示部分の うち一部を新たに開示することとし、その余の部分(別表の2欄に掲げる 部分)については、原処分を維持して不開示とすることが妥当であるもの と考える。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 令和元年9月19日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年10月9日 審議

④ 同月23日 審査請求人から意見書を収受

⑤ 令和3年8月31日 本件対象保有個人情報の見分及び審議

⑥ 同年11月29日 諮問庁から補充理由説明書を収受

⑦ 令和4年1月27日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部を法14条2号、3号イ及び口、5号並びに7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は不開示とされた部分の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の 一部を新たに開示することとし、その余の部分については、不開示とする ことが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した 結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報 該当性について検討する。

- 2 不開示情報該当性について
- (1) 開示すべき部分(別表の3欄に掲げる部分)について
  - ア 通番1及び通番33

当該部分は、特定事業場から特定監督署Aに提出された使用者申立 書の記載の一部及びその調査結果復命書への引用部分であり、審査請 求人が所属していた特定事業場特定部署の役職等別職員数である。

当該部分は、審査請求人の所属部署の職員数であり、また、当該部署の規模を踏まえると、同人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。 したがって、当該部分は、法14条3号イに該当せず、開示すべきである。

イ 通番 2 , 通番 1 1 , 通番 1 3 , 通番 1 5 , 通番 1 7 及び通番 1 9 当該部分は、調査結果復命書、実地調査復命書、面談記録書及び架電聴取書の記載の一部であり、特定監督署 A が面談聴取を行った特定事業場の関係者の審査請求人との関係を示す総称的な記載、被聴取者の職業の記載のうち事業所名及び所属部署名、聴取を行った場所並びに特定日に審査請求人と共に同じ業務に従事した者の人数である。

当該部分のうち人数の記載は、審査請求人以外の個人に関する情報に該当するとは認められない。その余の部分は、実地調査復命書及び面談記録書に記載された被聴取者の氏名と併せて見ると、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。このうち総称的記載を除く部分は、原処分において開示されている情報から容易に推認することができる情報であり、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当する。また、総称的記載は、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないが、原処分において被聴取者の氏名が不開示とされており、これを開示しても、特定の個人の権利利益を侵害するおそれがあるとは認められないことから、法15条2項により部分開示すべきである。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

#### ウ 通番3(1)

当該部分は、調査結果復命書の一部であり、特定監督署Aが面談聴取を行った特定事業場の関係者の審査請求人との関係を示す総称的な記載である。

当該部分は、実地調査復命書に記載された被聴取者の氏名と併せて 見ると、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関 する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当す る。当該部分は、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないが、 原処分において被聴取者の氏名が不開示とされており、これを開示し ても、特定の個人の権利利益を侵害するおそれがあるとは認められな いことから、法15条2項により部分開示すべきである。

また、当該部分は、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労 災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認め られない。 したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きに該当せず、 開示すべきである。

工 通番3(2),通番12,通番14,通番16,通番18及び通番20

当該部分は、実地調査復命書、面談記録書及び架電聴取書に記載された審査請求人以外の被聴取者からの聴取内容並びにこれらから引用された調査結果復命書の記載である。

当該部分は、各文書に記載された被聴取者の氏名と併せて見ると、 法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報 であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原 処分において開示されている情報と同様の内容であるか、又はそれか ら推認できる内容であると認められることから、審査請求人が知り得 る情報であり、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、また、上記ウと同様の理由により、同条7号柱書きにも該当せず、開示すべきである。

才 通番3 (3), 通番22, 通番24, 通番26, 通番28及び通番 34

当該部分のうち通番34は、使用者申立書に記載された使用者の意見であり、その余の部分は、主治医の意見書並びにそれを引用した地方労災医員の意見書及び調査結果復命書の記載の一部である。当該部分は、原処分において開示されている情報と同様の内容であるか、又はそれから推認できる内容であると認められる。

このため、当該部分は、仮に法14条2号本文に規定する開示請求 者以外の個人に関する情報に該当するとしても、審査請求人が知り得 る情報であり、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、また、上記ウと同様の理由により、同条7号柱書きにも該当せず、開示すべきである。

#### カ 通番5及び通番31

当該部分は、特定事業場の組織図に記載された審査請求人の所属長の氏名及び審査請求人が受けた教育カリキュラムのスケジュール表に 記載された講師(特定事業場職員)の職氏名である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人の所属長の氏名及び審査請求人が受けた研修の講師の職氏名であることから、審査請求人が知り得る情報であり、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

#### キ 通番23,通番27及び通番39

当該部分は、審査請求人の主治医の意見書に記載された主治医の署名及び印影並びに審査請求人の定期健康診断結果報告書(会社用)に記載された医師(産業医及び判定医)の氏名及び印影である。当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該部分のうち主治医の署名及び印影については、原処分において 開示されている署名及び印影と同じものと認められる。また、定期健 康診断結果報告書は、特定事業場の職場の健康診断の結果を事業場側 に報告したものであるが、審査請求人にも同様の内容が通知されたも のとすることが相当であると認められる。個人の署名及び印影につい ては、審査請求人が当該個人の氏名を知り得る場合であっても、その 署名及び印影まで開示する慣行はないとすることが通例であるが、当 該部分は、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、 法14条2号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

#### ク 通番37

当該部分は、特定事業場から特定監督署Aに提出された資料の一部であり、審査請求人が所属していた特定部署の在籍人員表の記載の一部である。当該部分のうち数字記載のある部分は、上記アと同様の理由により、審査請求人が知り得る情報であると認められる。その余の部分は、空欄部分にすぎない。

このため、当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、 労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及 ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及び7号柱書きのいずれ にも該当せず、開示すべきである。

- (2) その余の部分(別表の3欄に掲げる部分を除く部分)について ア 法14条2号該当性
  - (ア)通番4,通番5,通番8,通番11,通番13,通番15,通番17,通番19,通番29,通番32及び通番35

当該部分は、審査請求人の「療養補償給付たる療養の給付請求書」 (以下「請求書」という。)を特定監督署Bが特定監督署Aに回送 した際の送付状、特定事業場の組織図、実地調査復命書、面談記録 書,使用者申立書及び事業主証明に関する特定事業場の意見書に記載された特定事業場職員の職氏名,年齢,携帯電話番号及びメールアドレス並びに特定医療機関から特定監督署Bへの請求書のFAX送信状及び特定監督署Aの照会に対する特定健康保険団体の回答書に記載された特定医療機関担当者及び特定健康保険団体の担当者の氏名である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とする ことが妥当である。

# (イ)通番21,通番23及び通番25

当該部分は、地方労災医員及び主治医の意見書に記載された地方 労災医員及び主治医の署名及び印影である。当該部分は、法14条 2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であっ て、特定の個人を識別することができるものに該当する。

地方労災医員の氏名については、その職務遂行に係る情報として、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」(平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ)により、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、開示することとされているが、その署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められない。主治医の署名及び印影についても、審査請求人がその氏名を知り得るとしても、その署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められない。このため、当該部分は、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書口及びハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項 による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とする ことが妥当である。

# イ 法14条2号及び3号口該当性

通番38は、特定事業場から特定監督署Aに提出された審査請求人以外の特定の個人の賃金台帳及び勤務表の一部である。

当該部分について、諮問庁は、審査請求人を本人とする保有個人情報とした上で、法14条2号及び3号口に該当する旨説明するが、当該部分は、審査請求人以外の特定の個人の賃金台帳及び勤務表であり、審査請求人を識別することができる情報を含むものとは認められない。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に 該当するとは認められず、不開示としたことは、結論において妥当で ある。

#### ウ 法14条2号及び7号柱書き該当性

通番3,通番12,通番14,通番16,通番18,通番20,通 番24,通番26及び通番28は,面談記録書及び架電聴取書に記載 された被聴取者からの聴取内容,審査請求人の主治医の意見書に記載 された主治医の意見並びにこれらから引用された調査結果復命書及び 実地調査復命書の記載の一部である。当該部分は,審査請求人が知り 得る情報であるとは認められない。

このため、当該部分は、これを開示すると、労災給付請求者である 審査請求人等からの批判を恐れ、被聴取者及び医師が自身の認識して いる事実関係等について率直な申述を行うことをちゅうちょし、労災 給付請求者側又は事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に 忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となり、労働基準監督機 関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあ ると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号 について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

## エ 法14条3号イ該当性

#### (ア)通番6及び通番9

当該部分は、労働保険の適用情報検索帳票に記載された特定事業場の部門別の常時使用労働者数、高年齢労働者数、雇用保険被保険者数及び労災保険率である。当該部分は、特定事業場の内部情報であり、いずれも審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。このため、当該部分は、これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

#### (イ)通番30,通番33及び通番36

当該部分は、使用者申立書及び事業主証明に関する意見書に押印された特定事業場代表者の印影並びに特定健康保険団体から提出された審査請求人の診療報酬明細書の写し及び調剤報酬明細書の写しに押印された当該団体の印影である。

当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のもの として、これにふさわしい形状のものであると認められる。

したがって、当該部分は、上記(ア)と同様の理由により、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

#### オ 法14条3号イ及び7号柱書き該当性

通番37は、特定事業場から提出された資料である審査請求人の所属部署の在籍人員表の詳細(役職等別職員数の内訳並びに最高年齢、最小年齢及び平均年齢)である。当該部分は、特定事業場の内部情報であり、いずれも審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。したがって、当該部分は、上記エ(ア)と同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

#### カ 法14条5号及び7号柱書き該当性

通番7及び通番10は、労働保険の適用情報検索帳票に記載された 監督署において労働保険の業務処理のために使用しているシステムの ユーザー名である。

当該部分は、これを開示すると、当該システムに対する不正利用を容易にし、労働基準監督機関が行う労災認定等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条5号 について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

#### 3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及び口、5号並びに7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、通番38は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないことから、不開示としたことは結論において妥当であり、通番38及び別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

#### (第3部会)

委員 髙野修一,委員 久末弥生,委員 葭葉裕子

# 別表 不開示情報該当性

	个用 /				· 7.	BB <b>—</b>	ᇦᆂ	2 2 想のうと問ニオがき郊八
						用小	<b>9</b>	3 2欄のうち開示すべき部分
	ひ又青	へさ		ている部				
名			該当	箇所			通番	
					条	各号		
					該	当性		
文書	調査結	1	4 頁	不開示部	3 +	号イ	1	全て
1	果復命	分						
	書	2	1 2	頁「調査	2 +	号	2	全て
		_		欄及び1				
				開示部分				
		3		ないし8	1	므	3	(1)6頁16行目
		_		部分, 1			3	(2) 6頁17行目ないし26行
		_		11頁の	音	2		目25文字目、27行目ないし2
				分,12				
				医意見」				1文字目ないし5文字目、11文
				部分, 1				字目ないし18行目、19行目3
		4 頁	不開	示部分				文字目ないし8文字目、11文字
								目ないし22行目10文字目,2
								3 行目、25 行目22文字目ない
								し25文字目、31文字目ないし
								2 8 行目
								(3) 8頁31行目,34行目な
								いし35行目12文字目,10頁
								5行目ないし7行目、9行目ない
								し11行目30文字目,11頁2
								5行目4文字目ないし最終文字。
								1 2 頁 7 行目, 8 行目, 1 4 頁 8
								行目,9行目
<b>→ =</b>	<b>庆</b> 美士	$\sim \pm$	TLフド	<u> </u>	2	_	4	11日, 911日
		-		8頁の不	27	5	4	_
2	償給付	用亦	部分	•				
	たる療							
	養の給							
	付請求							
	書①							
文書	現業業	1	1頁	及び2頁	2 +	号	5	2 頁左から2 列目上から3つ目の
3	務組織	の不	開示	部分				不開示部分上段, 4列目上から1
	表							つ目の部署の職員氏名
		2	3 頁	「適用詳	3 +	号イ	6	_
		_		欄不開示				
		部分		ינינואן ו מייו				
		3		不開示部	5 -	= -	7	_
		_				ヮ, 号柱	′	
		71 (	( L) E	水へ。 /	書			
					首	<u> </u>		

立聿	① 1 頁不開示部	2 문	8	I_
4 償給付		2 7	0	
たる療		3 号イ	9	_
養の給	の「適用詳細情			
付請求	報」欄不開示部分			
書②	③ 4頁及び5頁	5号,	1 0	_
	の不開示部分(②			
	を除く。)	書き		
	① 1 頁不開示部	2 号	1 1	
5 査復命		0.0	1.0	文字目,「調査内容」欄1行目
書	② 2 頁及び 4 頁			2頁2行目ないし11行目34文
	の不開示部分	7号柱		字目、15行目ないし26行目、
		書き		30行目ないし36行目14文字   目,4頁3行目1文字目ないし5
				文字目、11文字目ないし7行目
				2 2 文字目, 9 行目ないし1 0 行
				目 2 7 文字目, 1 1 行目 1 6 文字
				目ないし19文字目、25文字目
				ないし12行目
文書面談記	① 1頁被聴取者	2号	1 3	2 行目 7 文字目ないし1 0 文字
6 録書①	の氏名,年齢,職			目, 4行目3文字目ないし18文
	業及び聴取場所			字目,5行目
	② 1頁9行目な			1頁11行目ないし2頁7行目,
	いし2頁	7号柱		11行目1文字目ないし27文字
		書き		目、12行目9文字目ないし28
				文字目、18行目ないし19行目
				9 文字目、2 0 行目12 文字目な
立事 高談記	1 頁被聴取者	2 므	1 5	いし28文字目 2行目16文字目ないし19文字
	の氏名、年齢、職		1 3	E   1   1   1   1   1   1   1   1   1
	業及び聴取場所			字目、5行目
	② 1頁9行目な	2号.	1 6	1 頁 1 0 行目 1 4 文字目ないし 2
	いし2頁	7 号柱		頁1行目、5行目1文字目ないし
		書き		23文字目,8行目ないし12行
				目
文書 面談記	① 被聴取者の氏	2号	1 7	2 行目 7 文字目ないし1 0 文字
8 録書③	名,年齢,職業及			目, 4行目3文字目ないし18文
	び聴取場所			字目,5行目
		2号,	1 8	9行目ないし16行目,17行目
	2 3 行目	7号柱		1文字目ないし12文字目,18
		書き		行目12文字目ないし19行目6
				文字目、20行目32文字目ない
				し22行目
文書 架電聴	① 1頁「住所」	2号	1 9	「職業」欄1文字目ないし16文

1 0	取書	欄,「氏名」欄及			字目
	1 <b>1</b> E	び「職業」欄			, H
		② ①を除く不開	2 号	2 0	
		示部分	2 · 7 ;   7 号柱		し14文字目、20文字目ないし
		AN A MIL AN	書き		3行目15文字目,17文字目な
					いし22文字目、25文字目ない
					し8行目3文字目,10行目,1
					1 行目 1 文字目ないし 2 7 文字
					目,13行目16文字目ないし1
					9文字目、25文字目ないし16
					行目
		① 地方労災医員	2 号	2 1	_
1 2	1	の署名及び印影			
		② ①を除く不開		2 2	全て
		示部分	7号柱		
	<del>+ - +</del>	<b>○ 1 = □ □ □</b>	書き	0 0	T AT CORP.
		① 1頁医師の署	2号	2 3	医師印影
1 4	(2)	名及び印影	2 므	2 4	「日来7の1年日 日来9の1年日
		② 3 頁不開示部 分	2 亏,   7 号柱		項番7の1行目,項番8の1行目 ないし2行目21文字目
		וע	・写性書き		ないして1]日 2 「 久丁日
	音貝書	 ① 1頁医師の署		2 5	_
15		名及び印影	,	_ 3	
		② 3 頁不開示部	2号.	2 6	項番7全て、項番8の1行目ない
		分	7 号柱		し4行目16文字目
			書き		
文書	意見書	① 1頁医師の署	2号	2 7	全て
1 6	4	名及び印影, 4頁			
		医師印影			
		② 3頁不開示部		2 8	項番8の2行目
		分	7号柱		
	₩ =^ -		書き	0 7	
1	受診歴		2号	2 9	_
1 7	寺	分の声かりは	201	2.0	
		② 9頁ないし1		3 0	-
		91頁の各奇数頁 印影			
<b>文書</b>	数容力	印影 2 頁不開示部分	2 号	2 1	全て
	タ 目 ル	6 安小洲小叩刀	- 7	J	
-	ラム				
文書		① 1 頁担当者氏	2 목	3 2	_
		名欄不開示部分	_ ,	- <b>-</b>	
			3 号イ	3 3	2 頁不開示部分
		影,2頁不開示部		_	
	1		1		1

			分					
			③ 4 頁不開示部	2	号,	3	4	全て
			分	7	号柱			
				書	き			
文	書	事業主	① 1頁連絡先欄	2	号	3	5	_
2	6	証明に	不開示部分					
		関する	② 1 頁事業主印	3	号イ	3	6	_
		意見書	影					
文	鷝	特定部	3 頁不開示部分	3	号	3	7	「在籍」欄上から1枠目ないし4
2	7	署概要		イ	, 7			枠目及び10枠目、「最高」欄及
				号	柱書			び「最小」欄の各10枠目
				き				
文	書	賃金台	3頁及び4頁の不	2	号,	3	8	_
2	8	帳等	開示部分(各項目	3	号口			
			名を除く。),1					
			2頁ないし20頁					
			不開示部分(最下					
			表の項目名を除					
			<.)					
文	書	定期健	1頁ないし5頁不	2	号	3	9	全て
2	9	康診断	開示部分					
		結果報						
		告書						

- (注1) 当審査会事務局において、2欄の該当箇所の記載方法を整理した。
- (注2)以下の文書は、記載を省略した。
  - ア 原処分における不開示部分を含まない文書 文書 9 面談記録書①,文書 1 3 面談聴取書,文書 1 8 架電聴取 書②,文書 1 9 災害発生状況等,文書 2 0 災害発生報告書,文書 2

1及び文書22 作業ダイヤ①及び②,文書23 写真②

イ 原処分における不開示部分の全てを諮問庁が開示するとしている文書 文書 1 1 (写真①)